2026

Center Report

全国センターだより

120

AUTUMN



巻頭言

県民の総意

（公財）秋田県暴力追放運動推進センター
専務理事　　清水　秀昭

講演録

ビジネスと人権の観点から取り組む現代的組織犯罪対策

日本弁護士連合会　民事介入暴力対策委員会　副委員長兼事務局長
弁護士　　大野　徹也

公益財団法人　全国暴力追放運動推進センター

目　次　秋号 vol.120

●表紙写真●　秋田県と山形県の県境に位置する鳥海山山頂（標高 2,236m）からの庄内平野と日本海
赤い屋根の建物は山小屋「御室小屋」（おむろごや）

巻頭言 …… 1

県民の総意
（公財）秋田県暴力追放運動推進センター
専務理事　清水　秀昭

着任のご挨拶 …… 2

（公財）全国暴力追放運動推進センター
専務理事　森内　　彰

講演録 …… 4

ビジネスと人権の観点から取り組む現代的組織犯罪対策
日本弁護士連合会　民事介入暴力対策委員会　副委員長兼事務局長
弁護士　大野　徹也

寄稿 …… 8

道仁会代表者等に対する損害賠償請求訴訟
熊本県弁護士会民事介入暴力対策委員会
委員　弁護士　北野　　誠

Bridge　～未来へつなぐ架け橋～

安藤ハザマの自動運転ショベルによる現場変革
株式会社　安藤・間 …… 12

経営理念と反社会的勢力等への対応
富国生命保険相互会社
コンプライアンス統括部　中川　治久 …… 13

ある日

- 刑務所における離脱支援……茨城県　阿久津　司 … 14
- 元暴力団員の就労支援について……奈良県　田代　嘉明 … 15

センターだより／東西南北

- 令和7年度　山形県暴力追放県民大会の開催……山形県 … 16
- 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害の防止に関する協定の締結について……群馬県 … 16
- 広報啓発活動の紹介……静岡県 … 17
- コラボ非行防止啓発イベントへの参加……大阪府 … 17
- スポーツの力で広げる暴力団排除の輪……広島県 … 18
- 道仁会系傘下組織の暴力団事務所の完全撤去……佐賀県 … 18

【マンガ企画】ベンジャミン寺門 …… 19

都道府県センター紹介 …… 20

- （公財）宮城県暴力団追放推進センター
- （公財）福島県暴力追放運動推進センター

巻頭言

県民の総意



（公財）秋田県暴力追放運動推進センター
専務理事　清水　秀昭

平成３年設立「財団法人　暴力団壊滅秋田県民会議」
平成23年「公益財団法人の認定を受ける　暴力団壊滅秋田県民会議」
令和７年名称変更「公益財団法人　秋田県暴力追放運動推進センター」～ 現在に至る。
設立時、名称を「暴力団壊滅」としたのは「県民の総意」であり、「暴力団の存在を許さないという確固たる信念」になります。

設立後30数年の月日において「暴力団壊滅」の名で暴力団と対峙することは「私達の誇り」でした。平成26年開催の第24回暴力団壊滅秋田県民大会では、暴力団関係者に拉致され、夫を殺害された遺族である小佐々洌子（こささきよこ）さんが講演しています。
冒頭では、

「暴力団追放の大会で初めて壊滅という言葉をお聞きしました。これは、秋田県民の強い意志の表れと思います。」

と述べています。
私としては、人生の大半を秋田県警察で過ごし、暴力団壊滅という名称には深い思い入れがありました。現名称に至るには協議を重ね手続きを経て決定しており、「壊滅」という２文字が消えたことに複雑な思いであります。しかし、変更しても目的は変わりなく「暴力団のいない安全安心な秋田県」の実現に向けてこれまで以上に県民に慣れ親しんでいただけるように積極的な活動を展開しているところです。

県内の暴力団情勢として、最盛期は53組織、構成員等1,100人でありましたが現在は８組織、構成員等は約30人まで減少しております。
減少の理由は、秋田県警察と当センターの努力の結果と言いたいところですが、根本的には暴力団対策法の施行により、県民総ぐるみの暴力団排除気運の高まりと考えます。
減少に至るには「暴力団壊滅」の目的に向けた関係者の大変な苦労があったはずです。
秋田県内の暴力団構成員等は全国でも少ない状況にあります。最近は目立った事件もなく、一見平穏ではありますが、暴力団の常套手段は「何でもあり」です。当センターといたしましては、今後も体制を維持し、使命に向けて邁進します。

報道によりご存じだと思いますが、当県では暴力団以外の問題が多数あります。
大雨・大雪災害、住宅地におけるツキノワグマの出没など大変な事案が発生し、さらには「雇用機会の少なさ」など複雑な理由により人口減少率が13年連続全国で最も大きいことが発表されています。
課題は山積しておりますが、今後も職員一同、県民の総意を胸に懸命に努力します。



着任のご挨拶

（公財）全国暴力追放運動推進センター
専務理事　森内　　彰

この７月に全国暴力追放運動推進センター専務理事に就任しました森内です。

私は、今年の３月に警察庁を退官いたしました。刑事･組織犯罪対策の業務に長く携わり、第一線でも、広島県警察と石川県警察の本部長、警視庁の組織犯罪対策部長、愛知県警察の刑事部長等として勤務してまいりました。

就任に当たり、ごあいさつに代えまして、思うところを少しばかり述べさせていただきたいと思います。

暴力追放運動（暴追）の主要なテーマである暴力団については、その勢力が減少を続けています。暴力団構成員及び準構成員等の総数は、令和７年末には１万7,600人と、暴力団対策法が施行された平成４年以降最少となっています。また、中止命令の発出件数も、この10年、減少傾向にあります。

ただ、これら暴力団の勢力や暴力的要求行為等も、決して自然に減少したわけではありません。都道府県暴追センターや民事介入暴力対策に携わっておられる弁護士の皆さん、警察当局、それに、地域や職域において暴力団排除活動に携わっておられる皆様の御尽力の成果と考えます。様々な取組みの積み重ね、それに、そこで編み出された各種の制度や仕掛けが機能して「抑え込まれている」ものであって、今後も手を緩めるべきではありません。

一方で、その勢力等の減少と比較して、暴力団の大きな資金源であるはずの、特殊詐欺、薬物犯罪、歓楽街での違法行為などが大きく減ったとの実感はありません。むしろ、特殊詐

欺などは、近年、激増しており、危機的状況にあります。

これらの犯罪の多くには、匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)が深く関わっているとされ、世間を賑わせています。まるで、暴力団がトクリュウに取って代わられてしまったかのように見えますが、実際、暴力団の属性を持たないトクリュウとされる者の検挙も多く報道されています。

ただ、第一線で勤務した経験からは、裏社会における見えないところでの暴力団とトクリュウとの結びつきについては、しっかり注意を払っておくべきように感じます。もちろん、海外勢力も加わり、非常に幅のあるトクリュウすべてについて、暴力団と結びつけて説明してしまうことは、実態を見誤るので避けるべきです。ただ、現役の警察幹部の皆さんのお話しを伺ってみると、やはり、トクリュウによるとされる犯罪において、暴力団が主要な部分を担っていることも少なくないとの感触を持たれているようでした。

歴史をひもとけば、暴力団は、愚連隊や博徒などから姿を変えて、犯罪組織として脅威を増大させてきました。トクリュウの台頭についても、その脅威がこれ以上深刻化してしまわないように手を打っていく必要があります。現在、そのトクリュウが、既存の暴力団ともつながって、大規模で深刻な犯罪を敢行し、さらには、若い世代を多数巻き込み、国民や社会に大きな被害と不安を与え続けていることには、強い危惧の念を抱きます。トクリュウという、新たな時代の組織犯罪の形態や構造を明らかにし、暴力団の関与もしっかりと見極めながら、社会全体でどのような取組みを進めていくか考えていかなければならないのではないでしょうか。

ただ、トクリュウについては、その名の通り、匿名性が高く、アメーバのように組織形態を変えることから、その実態把握や対策は一筋縄ではいきません。また、組織と言うより、一種の行動様式のようなところがあり、従来の手法が通じにくいところがあります。しかし、課題があってこそ、ブレイクスルーも生まれるものです。私どもとしても、その対策の一助になりたいと考えているところです。



講演録

ビジネスと人権の観点から取り組む現代的組織犯罪対策

7月1日に行われた専務理事・事務局長等研修会での講演です。

講師：日本弁護士連合会　民事介入暴力対策委員会　副委員長兼事務局長
弁護士　大野　徹也　氏

[プロフィール]
弁護士大野徹也（霽月〈せいげつ〉法律事務所代表）。2001年弁護士登録、名川・岡村法律事務所入所。2007年アフラック入社（社内弁護士）。2013年プロアクト法律事務所参画。2022年霽月法律事務所開設。日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長兼事務局長、東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会元委員長、公認AMLスペシャリスト協会（ACAMS）日本チャプター理事。組織犯罪対策・反社会的勢力対策・マネロン対策等に関する著作多数（警察學論集、金融・商事判例別冊、自由と正義、銀行実務、NBL誌等に寄稿）。

1 はじめに：自己紹介と本日のテーマの狙い

本日は「ビジネスと人権の観点から企業が取り組むべき経済的犯罪対策」、あるいは「現代的な反社対策」というテーマでお話しする。一見、反社対策と人権に何の関係があるのかと不思議に思われるかもしれないが、民事介入暴力対策に携わる立場から今の組織犯罪の情勢を注視する中で、過去の取り組みに学びつつ、民間領域における新しい切り口として構想したのが本日の内容である。

講演者は2001年弁護士登録、今年でちょうど25年目を迎える。都内の法律事務所勤務の後、2007年から2012年までアフラックで「社内弁護士」を務めた。2013年にプロアクト法律事務所へ入所し、2022年に現在の霽月法律事務所を開設。東京弁護士会・日弁連での民暴対策に従事し、特殊詐欺事案の組長責任追及訴訟や、指定暴力団本部事務所の使用差止請求など、多くの事案を経験してきた。本日は個別の民暴事案の話ではなく、「社会対反社」という観点からの取り組みについて、令和の時代に企業に期待される新しい役割に焦点を当てたい。

2 激増する犯罪被害と「技術革新」の影

特殊詐欺の被害額は2025年に年間約1,400億円（1日あたり約3.9億円）に達する。金融機関の対策もあって減少した時期もあったが、ここ数年、倍々ゲームのような勢いで再び急増している。

背景の一つは「ターゲットの若年化と手口の変化」である。各種啓発や固定電話の録音機能普及等で高齢者がターゲットとなりにくくなった結果、犯罪者は携帯電話を狙った「偽警察詐欺」で若者・現役世代を標的とするようになった。講演者自身、兵庫県警を騙る人物から「大野さんですか」と名前を呼ばれる電話を受けた経験を紹介し、名前を呼ばれると「はい」と答えてしまう心理的な仕組みを指摘した。専門家でなければ、高圧的に迫られてパニックに陥るのも無理はないという。

さらに詐欺は「闇バイト」を通じた強盗などの凶悪事件にも発展しており、「ルフィ事件」や直近の栃木県での事件など悲惨な案件が相次ぐ。犯罪グループにとっては強盗でも詐欺でも金が取れればよく、判断をする

指示役は安全な場所からリスクを負わず、実際にリスクを負うのは現場の闇バイトだけという構造がある。自分が捕まるリスクを負わずに巨額の収益だけを得られるため、指示は際限なくエスカレートしているという。SNSを利用した、投資話をもちかける「SNS投資詐欺」や、恋愛感情を利用して投資に誘導する「ロマンス詐欺」も猛威を振るい、これらを合計すると2025年の被害総額は年間1,827億円（１日あたり約５億円）に上る。

ネットバンキング不正送金被害も年間104億円で高止まりしている。背景にはAIの悪用があり、かつては不自然な日本語や中国語フォントで見抜けたフィッシングメールが、AIによって完璧な日本語・洗練された画像で作成されるようになった。

このほか日本からの年間賭金が１兆円超ともされるオンラインカジノ、歌舞伎町等で問題化する悪質ホストによる人身売買、2025年の覚醒剤押収量1.6トンから推計される数千億～兆単位の薬物市場など、組織犯罪の裾野は広い。

3 犯罪のインフラ：民間サービスが悪用される構図

これほどの犯罪収益を移動・洗浄するには「決済インフラ」が不可欠であり、それを支えているのは皮肉にも民間企業が社会の利便性のために提供する各種サービスである。「道具屋」と呼ばれる存在が、資金移動のみならず、犯行実行のために必要なSIMカード・IP電話・電話転送サービス（通信手段）、SNS・求人サイト・秘匿性の高い通信アプリ（募集・組織維持）、預金口座・ATM・暗号資産・電子マネー・カジノ口座・法人登記関連サービス（決済・洗浄）を利用・提供している。

一件の特殊詐欺が成功するまでには、被害者が振り込んだ金が多数の口座を複雑に経由し、ある時は暗号資産に換えられ、ある時は海外へ送られて、最終的に犯罪グループの手元に「綺麗な金」として届く。この過程で使われる口座は国内・海外含めて一つや二つではない。

そのための口座売買は深刻で、犯罪グループにとって使い勝手のよい法人口座は高値で取引されている。企業が「良かれ」と思って磨き上げてきたサービスの利便性が、犯罪の成功率を高めている。

4 過去の成功体験：属性主義による暴力団排除

平成19年（2007年）の政府指針（企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針）に始まる「暴力団との関係遮断」は、「相手が暴力団という属性に属しているか」を確認し、該当すれば一切の取引を拒絶する「属性主義」を柱とした。当初は「どうやってチェックするのか」「断ったら何をされるか分からない」と民間に戸惑いもあったが、警察・暴追センター・民暴弁護士の啓発活動により、金融機関を皮切りに「口座を作らせない、事務所を貸さない、車を売らない」という社会的包囲網が構築され、暴力団構成員数は劇的に減少した。かつては「ヤクザを理由に口座を断ることなどできるのか」と言われていたのが、今や「ヤクザが口座を作れるわけがない」へと常識が180度変わった、「民間の力」が国家の治安対策として機能した歴史的成功体験である。

しかし令和の今、属性では判別できず、取引の時点ではどこにでもいる普通の若者の闇バイトであったり、実在する一般市民の名義を使うこともある「匿名流動型犯罪グループ（トクリュウ）」の台頭により、相手方が暴力団員などの特定の属性かどうかを確認するだけの対策は、対トクリュウ対策との関係では意味をなさない。相手が誰であるかという「属性」を超えた、より本質的な対策への進化が求められる段階にきている。

5 新しいキーワード：「ビジネスと人権」への転換

ここで皆さんに想起していただきたいのが「ビジネスと人権」の観点である。国連指導原則に基づく考え方で、「企業には他者の人権を侵害しない責任があり、自社の事業が関与する人権侵害に対処しなければならない」というものだ。具体的には人権方針の策定のほか、サプライチェーン上の人権侵害を洗い出し防止・是正する「人権デューデリジェンス」や、人権への影響発生時の救済措置が求められる。

人権デューデリジェンスとは、自社のサプライチェーンの中に人権への負の影響を引き起こす要因がないかを洗い出し、防止・是正する取り組みを指す。

これを組織犯罪対策に当てはめれば、被害者の資産を根こそぎ奪い、人生を破壊する特殊詐欺等は、現代日本における最悪レベルの人権侵害である。企業が提供するサービス（SNS、アプリ、口座、求人サイト等）が犯罪の道具として利用され深刻な人権被害を生んでいる状況を放置することは、「ビジネスと人権」の観点から許されないのではないか。

また、SDGs目標16.4「あらゆる形態の組織犯罪を根絶する」にも通じるものであり、自社サービスを犯罪者に使わせないことも立派なSDGsの取り組みである。

6 属性から「目的・資金・ツール」へ：令和の対策

これからの反社対策は、企業暴排指針に基づいて取り組んだ「属性主義」による暴力団との関係遮断から、トクリュウを含む組織犯罪対策としての「目的主義」「ツール主義」「資金主義」へシフトする必要がある。「あなたは誰ですか」という本人確認（KYC）だけでなく、「何のために、どのように使うのか」という利用目的・実態への着目が求められる。ポイントは以下の３点。

- 取引開始時の目的チェック：本人確認に加えて利用目的を詳細に確認し、組織犯罪への利用が疑われれば毅然として提供を拒否する。
- 継続的なモニタリング：開始時は「普通の人」でも後から口座・アカウントが売買されるため、短期間の多額入出金など不自然な動きを取引途中も監視する。
- 組織犯罪目的利用の遮断：規約違反や犯罪目的利用の疑いがあれば迅速にサービスを停止・遮断する。こうした遮断を可能にする新しい「排除条項」の研究も必要である。

金融機関は既にこういった取り組みをマネロン・金融犯罪対策として始めている。すべての企業に同水準の設備を求めるのは現実的でないが、政府指針に基づく暴力団排除の取り組みがかつて金融機関から社会全体に広がったように、「目的主義」「ツール主義」「資金主義」による組織犯罪対策もあらゆる業界へ波及させる必要がある。犯罪グループは常にチェックの緩い企業を探すため、社会全体で新しい防衛ラインを構築することが求められる。

7 むすびに：2030年に向けて

SDGsゴールの2030年まで残りわずか4年。現状の右肩上がりのグラフを見る限り目標達成は遠いが、平成19年の政府指針が暴力団を追い詰めたように、官民が「ビジネスと人権」のもとに結集すれば必ず道は開けると信じている。企業には「自社のサービスが誰かの人権に悪影響を与える道具になっていないか」という視点を経営の根幹に据えていただき、各地の警察・暴追センターや弁護士とともに、犯罪者にとって「使い勝手の悪い社会」を作っていきたい。弁護士としても実効性のある新しい契約モデルの構築等を通じて全力でバックアップしていく。





滋賀大会の告知チラシ

寄稿

道仁会代表者等に対する損害賠償請求訴訟



熊本県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員 弁護士 北野 誠

私は、熊本県弁護士会民事介入暴力対策委員会にて昨年度まで委員長を務めておりました関係で今回寄稿をさせていただきました。当委員会は、これまでも暴力団員による不当な要求から県民や事業者の皆様を守るべく、相談対応や研修・啓発活動、そして必要に応じた訴訟活動などを通じて、暴力団排除に向けた取組を続けてまいりました。

本稿では昨年度の当委員会での取組についてご紹介させていただこうと思います。既に報道等でご存じの方もおられるかと思いますが、令和７年５月１日、道仁会代表者等を被告として、合計約１億6000万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を熊本地方裁判所に提起いたしました。

本件訴訟は、指定暴力団道仁会の組員であった犯行当時少年が関与する特殊詐欺グループによって行われた特殊詐欺事件（以下「本件詐欺事件」といいます。）の被害者のうち、令和４年３月から同年６月までに被害を受けた計22名の被害者が、道仁会の代表者等４名に対し、指定暴力団の代表者等の責任（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第31条の２、以下「暴対法31条の２」といいます。）に基づき、それぞれが受けた損害の賠償を求める事案です。提起いたしました暴対法31条の２の規定に基づく代表者等に対する損害賠償請求訴訟につきましては全国各地で提起されておりますが、当地熊本におきましては今回が初めての訴訟となります。

本件特殊詐欺の手口は、本件詐欺グループの構成員が共謀のうえ、他人の親族等になりすまし、その親族等が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと、被害者ら方に電話を掛

け、現金を至急必要としているなどとうそを言い、電話の相手が親族等であると思い込んだ被害者らに対し、関係者を装って被害者らから現金等をだまし取る等したというものです。特殊詐欺は、被害者が高齢者であることも多く、一人当たりの被害額が高額に上ることも珍しくありません。本件詐欺事件においても、被害者らは長年にわたり蓄えてきた大切な財産を一瞬にして奪われるという深刻な被害を受けており、その精神的苦痛も計り知れないものがあります。

本件請求の法的根拠は、指定暴力団の代表者等の責任（暴対法31条の２）に基づく請求です。暴対法31条の２は、指定暴力団の代表者等が、当該指定暴力団の指定暴力団員が「当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為」、すなわち「威力利用資金獲得行為」を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負う旨を定めています。この規定は、暴力団の実態として、末端の組員による違法行為の背後には組織の威力という後ろ盾が存在し、その威力を利用することにより資金獲得が可能となる構造があることを踏まえ、被害者救済の実効性を高めるとともに、組織の頂点にある代表者等にも責任を及ぼすことで暴力団組織そのものに対する牽制を図る趣旨で設けられたものです。

本件詐欺事件は、詐欺グループにおいて主導的役割を果たしていた道仁会の組員である犯行当時少年が、共犯者らに対し、道仁会の組員であることに由来する影響力または便益、すなわち暴力団の威力に基づいて指示・命令をして敢行されたものです。したがって、道仁会の組員



である犯行当時少年は、道仁会の威力を利用して資金獲得行為を行い、被害者の財産を侵害したものであり、道仁会の代表者等はこれによって生じた損害の賠償責任を負うという構成になります。

末端の暴力団員の不法行為を原因として暴力団組長等の責任を追及することができれば、被害者について現実的な被害回復が可能となります。特殊詐欺の被害者にとって、実行犯である末端の組員個人からの被害金の回収は資力の面で困難を伴うことが多く、組織の代表者等の責任を問うことができれば、被害回復の実効性は格段に高まります。加えて、暴力団が不法に得た利得を剥奪する効果、さらには、暴力団員が同種の違法行為や対立抗争を行った場合には同様に暴力団組長等が賠償責任を負うことを明確化させ、今後の同種行為を制限させるという抑止効果もあり、社会的にも大きな意義があります。

特殊詐欺は、近年全国的に被害が後を絶たない社会問題であり、その背後に暴力団をはじめとする反社会的勢力が関与している事例も少なくないと指摘されています。特殊詐欺グループは、実行犯となる若年層を組織的に勧誘・使役し、暴力団はその収益の一部を吸い上げる形で関与することがあり、特殊詐欺の撲滅と暴力団排除は、いわば表裏一体の課題であるといえます。こうした構造的な問題に対応するためには、単に実行犯を検挙・処罰するだけでなく、その背後にある組織の責任を追及し、資金の流れを断つことが不可欠です。暴対法31条の２に基づく損害賠償請求訴訟は、まさにこうした観点から、暴力団組織そのものに経済的打撃を与えることを可能にする制度であり、当委員会としても、今後同種事案への対応において積極的に活用していきたいと考えております。

当委員会は、これまでも民事介入暴力事案への対応として、暴力団員による不当な要求の排除に関する相談対応や、事業者向けの研修・啓発活動などに取り組んでまいりましたが、本件のような組織的な特殊詐欺の被害者救済に向けた訴訟提起は、暴力団の資金源を断ち、その活動を弱体化させるための重要な取組の一つと位置付けております。今後も、被害者の方々が一人でも多く、一日でも早く被害の回復を図ることができるよう、関係機関とも連携しながら、粘り強く取り組んでまいる所存です。

なお、本件訴訟の提起にあたっては、被害者らの資力等の事情を踏まえ、熊本県暴力追放運動推進センターにおける訴訟費用の貸付制度等をご利用させていただいたほか、資料の収集や関係機関との調整の面でも多大なご協力をいただきました。この場をお借りして、熊本県暴力追放運動推進センターの関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。暴力団排除の取組は、弁護士会単独で成し得るものではなく、警察、暴力追放運動推進センター、そして皆様一人一人のご理解とご協力があって初めて実効性のあるものとなります。熊本県弁護士会民事介入暴力対策委員会では、今後も熊本県警察及び暴力追放運動推進センターと定期的に意見交換・情報共有を行いながら、県内の民暴案件に毅然とした姿勢で対応してまいりたいと考えております。

本件訴訟は現在も係属中であり、その帰趨については引き続き注視していく必要がありますが、当委員会としては、今後もこうした訴訟活動等を通じて、暴力団の資金源を絶ち、県民の皆様が安心して暮らせる社会の実現に向けて、尽力して参る所存です。

最後になりますが、暴力団による不当な要求や、それに類する被害でお困りの方、あるいは民事介入暴力の疑いがある事案でお悩みの方がいらっしゃいましたら、一人で抱え込まず、各地の弁護士会民事介入暴力対策委員会にご相談くださいますようお願い申し上げます。

以上

熊本県暴力追放運動推進センターの「各種支援制度」

熊本県暴力追放運動推進センターでは、暴力団等による被害の救済や、地域での暴力団排除活動を強力にサポートするため、心強い各種支援制度を設けています。

訴訟費用等貸付	損害賠償訴訟や事務所撤去活動に必要な費用を無利子で貸し付け（原則上限200万円）。
被害者見舞金	暴追活動や対立抗争に巻き込まれて被害を受けられた方へ見舞金を支給（上限10万~20万円）。
活動助成金	地域や職域の暴排組織が自主的に行う活動に必要な経費を助成（上限20万円）。
社会復帰支援	暴力団からの離脱アドバイスや、協賛企業への就労・雇用給付金による支援。

詳細・お手続きはホームページへ



【相談窓口】
TEL 096-382-0333

上記の二次元コードから、各制度の詳しいご利用条件等を直接ご確認いただけます。
一人で悩まず、まずはお気軽に当センターへご相談ください。

暮らしを支える企業からのメッセージをご紹介します。

安藤ハザマの自動運転ショベルによる現場変革

1　はじめに

株式会社 安藤・間（呼称：安藤ハザマ）は、2013年に安藤建設とハザマが合併して発足した総合建設会社です。両社の創業から100年以上の歴史の中で、日本で初めての施工や工法の採用、国内外最高水準の技術への挑戦など、現状に満足することなく常に新しい価値を創造するための挑戦を続け、人々の暮らしや社会の発展に貢献してきました。代表的な施工実績として、黒部ダムや東京ビッグサイト、海外では20世紀の超高層建築としては世界一の高さを誇るマレーシアのペトロナスツインタワーなどがあります。

2024年からは「建設から社会を変えていく」という想いを込めて、新たなブランドメッセージとなる「Be a ChangeBuilder.」を掲げています。安藤ハザマグループへ関わる全ての人々と共にこれからの未来を見据え、人と技術で建設から、より良い社会の変化を生み出し続けていきます。

次に当社が開発を進める最新技術の一つをご紹介します。

2　最新技術の紹介

建設業の深刻な労働力不足と「2024年問題」に対し、当社はコベルコ建機株式会社と共同で、現場人員で運用できる自動運転ショベルを開発しました。国土交通省が掲げる「i-Construction 2.0」の2040年に生産性1.5倍、省人化３割以上の目標達成に向けて、高度なAI技術と簡便な操作性を両立させた実用的なシステムです。

本技術の最大の特徴は、AI外部認識機能によるレーザースキャナ（LiDAR）を活用した自動運転です。土砂山の形状・位置とダンプトラック荷台位置を自動認識し、掘削位置と動作経路を自動生成して実行します。バケットですくい取る深さを自動調整し、ダンプ荷台に合わせて均等に土砂を積込みます。さらに荷重計量機能により、バケット内の土砂重量を計測し、指定重量に達すると積込みを自動停止し、過積載を防止します。複数台同時運用も可能で、１つのタブレットで複数の自動運転ショベルを操作でき、周囲状況の点群データや動作軌跡を重ねて表示することもできます。実証試験では、従来の有人運転（オペレータ１名対ショベル１台）と比較し、自動運転（タブレット操作者１名対ショベル２台）により、１人あたりの積み込み台数が約３割増加することを確認しました。

また、誰でも簡便に使える操作性も特徴で、ショベル搬入から稼働まで半日、操作教育は２時間弱で完了します。さらに、土壌改良機への投入、トンネルで仮置きしている岩石や土砂の２次搬出、シールド掘削土の積込みなどの繰り返し作業でも活用できます。

現在、国土交通省が提示した「自動施工における安全ルール」に基づき、当社の工事現場において、リスクアセスメントの実証を終え、本格運用を行っています。今後も自動運転ショベルの現場適用を進め、さらなる自動運転建機の普及に貢献していきます。

技術の詳細はYouTube
（安藤ハザマ公式チャンネル）からもご確認いただけます。

経営理念と反社会的勢力等への対応

富国生命保険相互会社
コンプライアンス統括部　中川 治久

1923年、富国生命は「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業しました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念の一つである「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれています。当社は創業以来、相互会社形態を堅持する日本で唯一の生命保険会社です。相互会社は、相互扶助の精神から生まれたご契約者を中心とする組織です。創業から100年を超える歴史の中で、私たちは常に相互扶助の精神を大切にし、今日では、その理念を「THE MUTUAL」（ザ・ミューチュアル）というコンセプトに込め、お客さまに安心をお届けしています。

また、当社にはもう一つの経営理念があります。それは「社会への貢献」です。これまでも、生命保険事業を通じてお客さまの暮らしの安心と地域社会の発展に貢献してまいりましたが、特に力を入れているのは、2015年にスタートした「特殊詐欺」被害防止に向けた啓発活動です。具体的には全国の支社営業所が各都道府県の警察本部、および警察署と協力し、被害防止を訴えるチラシ、ポケットティッシュ、うちわなどを地元の役所や主要な駅で配布する活動です。また、当社は対面販売を基本としているため、お会いするお客さまへの啓発も行っています。スタート当初は、お年寄りを狙った「振り込め詐欺」の被害防止を目的としていましたが、現在ではその対象を広げ、直近では「警察官をかたる詐欺」や警察庁が進める「特殊詐欺対策アプリ」の活用を推進する活動へと繋がっています。

加えて、特殊詐欺にも深く係わっているといわれる反社会的勢力への対応も当社が担う社会的責任のひとつです。反社会的勢力の存在は、社会の秩序や安全を脅かすだけでなく、相互扶助や信頼を基盤とする社会の対極にあるものです。生命保険事業という公共性の高い事業を営む当社にとって、反社会的勢力との関係を遮断し、その活動を許さないことは、お客さまとの約束を守り、社会からの信頼に応えるための重要な責務であると考えています。当社では、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、一切の関係を持たないことを基本方針としています。契約引受時や保険金等のお支払い時における確認体制の整備、職員への教育・啓発、関係機関との連携強化などを通じて、反社会的勢力排除の取組みを継続的に推進しています。

こうした取組みを進めるうえで、暴力追放運動推進センターの皆さまのご支援は欠かせません。反社会的勢力に関する情報提供や研修、相談対応など、長年にわたり安全で安心な社会づくりにご尽力されていることに深く敬意を表します。また、企業の実務を支える貴重な助言と支援をいただいていることに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

私たちはこれからも「ご契約者の利益擁護」「社会への貢献」という経営理念と、「THE MUTUAL」に込めた相互扶助の理念を大切にしながら、お客さまや地域社会から信頼される企業として、安全で健全な社会の実現に貢献していく所存です。



シリーズ

ある日

刑務所における離脱支援



（公財）茨城県暴力追放推進センター
相談委員　阿久津　　司

1　はじめに

私は、令和６年３月に茨城県警察を定年退職し、翌４月から現在の茨城県暴力追放推進センターの事務局長として再就職し、日頃は、相談委員としても相談を受ける等して現在に至っております。

2　県内の情勢

茨城県の暴力団情勢は、年々暴力団員の数は、減少傾向にあるものの、全国24組織の指定暴力団のうち、２つの指定暴力団の主たる事務所が県内に存在します。

一つは、以前松葉会から分裂した関東関根組が茨城県土浦市内に主たる事務所を構え、もう一つは、今年３月から正式に松葉会の主たる事務所が茨城県鹿嶋市内に移転されたために、この二つの指定暴力団が県内に存在しているという課題に直面しています。

また、特定抗争事案についても、令和４年１月に茨城県水戸市内の六代目山口組傘下組織の幹部が何者かに銃撃されるという殺人事件が発生し、のちに犯人として絆会幹部が逮捕され六代目山口組と絆会は、特定抗争指定暴力団に指定され現在も継続されているという課題が残されています。

このように、県内は、暴力団員の数は、年々減少しているとは言っても大きな課題が今も存在している以上油断を許さない情勢下にあります。

3　水戸刑務所における離脱支援

当センターには、属性照会や離脱相談等様々な暴力相談が寄せられますが、その他にも年に１度水戸刑務所や県警と連携し、受刑者組員の離脱指導を実施しています。

この取組は、昨年から始めたものですが、最初のきっかけは、熱心な水戸刑務所看守担当職員が当センターを訪れ「受刑者である暴力団組員の離脱指導を計画しています。暴追センターにも来て欲しい。」との要望から始まったもので、最初の年である昨年は、２月に水戸刑務所で行われました。

この時は、受刑者組員らが担当職員に離脱指導面接を受けている様子を見学し、その後検討会へという運びでしたが、この時、担当職員が、再犯暴力団組員に対し「離脱する気持ちはあるのか。」などと具体的に問いかけると「前回も今回もあります。出所したら真っ先に暴追センターへ行って離脱の手続をやろうと思っていたが、出所が決まると、そんな事を忘れてしまいました。」等と答弁したのです。こんな受刑者の言葉を聞いて、暴追センターは、この様なところで当てにされているんだと痛感しました。

その後、今年も３月に実施されましたが、今年は、水戸刑務所から「警察と暴追センターに受刑者組員に離脱指導面接を実施していただきたい。」との要望から、４名の組員を１人ずつ警察と共同で離脱指導面接を実施しました。この４名は、自ら離脱を希望していますが、組織の中ではどんな役割を果たしているのか等の突っ込んだ話になると組織の話をはぐらかす様なやり取りでありましたが、こちら側は、離脱の方法、手順等を簡潔に説明してその後終了しました。

静寂に包まれた刑務所内で、囚人服を着た組員が礼儀正しく、娑婆では想像できないような姿で対応し、その光景は、印象深く残るものでした。

4　おわりに

このように、ある日刑務所の職員が突然当センターを訪れ、これをきっかけに、刑務所での離脱支援が始まり在監する暴力団組員と支援交流の場を持つこととなったわけですが、今後もこれらの経験を踏まえながら、周囲から頼りがいのある暴追センターを目指していきたいと思います。

元暴力団員の就労支援について



（公財）奈良県暴力団追放県民センター
相談委員 田代嘉明

1　はじめに

私は、奈良県警察を退職後、令和４年４月から奈良県暴力団追放県民センターの相談委員となり５年目を迎えました。私は暴対法が施行された平成４年に警察署の暴力犯係に配置となり、その後、約20年間暴力犯捜査に従事しました。私が配置された平成４年の奈良県は、五代目山口組で若頭補佐をしていた組長率いる倉本組が絶大な勢力を維持しており、「私に務まるだろうか」と不安に思ったのを覚えています。しかし、その後、上司、先輩方に指導していただき、何とか勤められたことに感謝しています。

2　元暴力団組員の就労支援について

私が、センターでの勤務を始めた時、ちょうど、警察とセンターで元暴力団員の就労支援をしている時でした。その者は、元暴力団組員ではあったものの、組に出入りして数ヶ月の者で、組長から杯はもらっておらず、入れ墨も指の欠損もなく、先輩の組員から高級なクラブ等に連れて行って貰い、ヤクザに憧れて組員になったものの、詐欺の片棒を担がされて逮捕され、組から脱退を決意した者でした。

ヤクザに完全に染まってなかったことから、警察担当者と協議し、真面目に就労する可能性が高いと判断し、センターの就労受入企業の中から建設会社を紹介したところ、面接まで進み、無事に採用となりました。その後も、真面目に勤務していたこともあり、銀行にお願いし、給料の振込用に銀行口座を開設することもでき、現在でも勤務しており、就労支援に成功した例です。

もう１件は、同年５月末に、男性から電話で「刑務所から出所してきたが、仕事が見つからないから、紹介して欲しい」と言ってきたので、センターに出向くように言ったところ、すぐにやってきました。事情を聞くと、「倉本組の枝の組で組員をしていた。刑務所で組に脱退届を出した。仕事を探したが見つからないので紹介して欲しい」とのことでした。その者を調べたところ、覚醒剤の前科が５件あり、入れ墨をしているものの指の欠損はありませんでした。後日、警察担当者と面接を行い、協議したのですが、覚醒剤の前科がネックとなり、紹介する企業探しは難航しました。その１ヶ月後、その者からセンターに突然手紙が届き、「覚醒剤で逮捕され、和歌山県の警察署に勾留されている。仕事を探してもらっているのに申し訳ない」という内容でした。受入企業を探していただけに紹介する前でホッとしたものです。受入企業は窃盗と覚醒剤の前科者は敬遠する企業が多いのが事実で、元組員を紹介することの難しさを実感させられました。

3　最後に

私が経験した主な就労支援はこの２件ですが、企業に紹介したはいいものの、真面目に勤務するか不透明で、問題を起こして企業に迷惑をかける恐れもあり、本当に就労支援は難しいと感じています。しかし、せっかく組を抜けたものの、働く場がないと元に戻りかねません。今後、就労支援に関しては、相手の本質を見誤ることなく、その真意を確かめ、警察や受入企業と慎重な協議を行うことが最も大切であり、就労支援事業もセンターの重要な役割と位置づけ、今後もしっかりと就労支援に取り組んでいきたいと思っています。

センターだより
東 西 南 北

令和７年度 山形県暴力追放県民大会の開催
（公財）山形県暴力追放運動推進センター

令和７年11月14日（金）、山形市内に所在する山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング）の大会議室において、令和７年度山形県暴力追放県民大会を開催しました。

大会では、県議会議長をはじめとした来賓のほか、県内各地で暴力団排除活動にご協力をいただいている方など、約300名の参加を得て、盛大に大会を開催することができました。

また、記念講演では、株式会社スーパーホテルお客様相談室室長をされておられる三輪康子氏をお招きして、「歌舞伎町のジャンヌ・ダルクが語る暴力団等反社会的勢力への対応術」と題して、講演をいただきました。

講演では、当時、三輪氏が支配人として勤務していた歌舞伎町にあるホテルにおいて、暴力団から数々の嫌がらせを受けながらも、自らの身体を張って暴力団と対峙し、粘り強く暴力団を排除していった実体験に基づくお話をいただきました。

また、参加者からは、「ホテルの責任者とはいえ、よく暴力団を相手に正面から対応できたな。」「実体験に基づく話なので、説得力があった。」などの声が聞かれ、大好評のうちに講演を終了することができました。

当県における暴力団員等の人数は年々減少し、令和７年末現在で約25名となり、県民の暴排活動に対する関心が薄れてきている中、暴力追放県民大会を開催することにより、暴力団排除活動の重要性を再認識することができたのではないかと思っています。

当センターとしましては、今後も、あらゆる機会を通じて、広報啓発活動等を推進し、県民から暴力団排除活動継続の重要性を認識してもらえるよう努力していきたいと考えております。





匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害の防止に関する協定の締結について
（公財）群馬県暴力追放運動推進センター

群馬県では、この度、群馬県警察、群馬県警備業協会、群馬県暴力追放運動推進センターとの間で、「匿名・流動型犯罪グループによる犯罪被害の防止に関する協定」を締結しました。本協定は、全国で匿名・流動型犯罪グループ（以下、「トクリュウ」という。）による犯罪行為が相次ぐ中、本県においてもトクリュウによる「下見活動等」により、強盗・侵入窃盗等の「犯罪の標的」となったおそれが懸念される住民からの相談が多数寄せられていることを受け、三者が連携して犯罪の起きにくい社会の実現を目指すもので、全国に先駆けた試みとなります。

この協定では、いずれかが「犯罪の標的」に関する情報を認知し、警察による警戒活動に併せて、対象の住民には、警備環境の構築に有効な情報を提供し、犯罪被害の危険性が高いと認められる場合には、対象者と契約を結ぶ警備会社に迅速な警備環境の整備を要請するなど、それぞれが連携して対象の住民への警戒警備の拡充を図るもので、

- ○　警察は、対象者宅周辺の流動警戒、110番通報登録、緊急通報装置の一時貸出し、その他各種警戒活動を展開するとともに、相談者に対して、県警備業協会から提供を受けた対応可能エリア・業務等を示した警備会社情報を掲載したパンフレットを交付し、警戒意識の向上を促す。
- ○　県警備業協会は、有事に対応可能な会員企業情報の提供を行うとともに、会員企業が「犯罪の標的」情報を入手した際に警察へ通報するよう指導するなど、各種警備業務等に関する適切な助言を行う。
- ○　暴追センターは、暴力団との繋がりが懸念されるトクリュウによる犯罪被害の防止を図るため、各種相談で「犯罪の標的」となった住民を認めたときは、警察に通報するよう指導するとともに、各種活動機会において本協定の広報・啓発活動を行い、県民への周知徹底を図る。

など、諸対策を推進するものです。

本協定締結を契機として、犯罪の被害防止活動に努めて参ります。





広報啓発活動の紹介

（公財）静岡県暴力追放運動推進センター

1　暴力追放・銃器根絶静岡県民大会の開催

令和7年11月17日、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」において、令和7年度暴力追放・銃器根絶静岡県民大会を開催し、約500人が参加しました。

第一部（式典）では、静岡県副知事及び静岡県警察本部長による挨拶、暴力追放活動功労者等に対する表彰伝達及び感謝状贈呈、静岡県弁護士会会長による祝辞、静岡県議会副議長による大会宣言採択を行いました。

第二部（特別講演）では、殺人事件被害者遺族である宮元篤紀さんが、銃器使用の暴力団抗争に巻き込まれて夫を亡くした経験を基に講演を行い、参加者一同、暴力団追放と銃器犯罪根絶に向けた誓いを新たにしました。

第三部（アトラクション）では、静岡県警察音楽隊が出演し、ご当地ソングである「おどるポンポコリン」の演奏や、カラーガードによるフラッグ演技など盛りだくさんの内容で、大好評のうちに閉会することができました。

2　県下最大の繁華街で特別警戒・暴排ローラー

令和8年7月16日、JR静岡駅北口の飲食店等が立ち並ぶ繁華街において、関係機関・団体とともに、特別警戒等を実施しました。

当日は、静岡市長、静岡県警本部長、暴追センター役員、風俗環境保全協議会委員、少年警察ボランティア、静岡市職員、警察官などが参加し、県下最大の繁華街において、街頭デジタルサイネージで暴追センターの広報啓発動画を放映しながら特別警戒を実施し、暴力団追放・風俗環境浄化などを訴えました。

夜間には、静岡中央警察署、捜査第四課とともに暴排ローラーを実施し、暴追センターのオリジナルステッカーなどの啓発品を配りながら、7月1日施行の改正暴排条例の広報も行いました。



1　暴追大会



2　特別警戒・暴排ローラー

コラボ非行防止啓発イベントへの参加

（公財）大阪府暴力追放推進センター

昨年12月、当センターは、冬休みに増加が懸念される少年らによる不良行為や闇バイト等への関与を未然に防止するため、大阪道頓堀に設置されている大手食品メーカーの宣伝用看板下（通称：グリコサイン下）において開催された「冬季・非行防止啓発等活動」に参加しました。本イベントは、大阪府警少年課が中心となって、当センターの他、大阪少年補導協会や地元商店会、更には前記大手食品メーカーとも連携し、少年非行防止啓発パトロールを実施したり、啓発ステージとして大阪高等学校和太鼓部「笑龍」による演舞や地元の女性ライブアイドルグループ「シンセカイヒーロー」によるミニコンサートを開催するなど、活気あふれるイベントとなりました。

啓発パトロールでは、当センターと大阪府警少年課が共同製作した使い捨てカイロや暴排カレンダーを通行人等に配付しました。使い捨てカイロのパッケージ表面には当センターのメッセージを、裏面には「少年相談LINE」に繋がる二次元コードを記載し、いわゆる入口暴排に対する理解を訴求しました。

また、「未来へのメッセージ発信イベント」と題して、少年たちに未来の夢や頑張りたいことを語ってもらうコーナーや、大手食品メーカーの協力により道頓堀のシンボル「グリコサイン」が「非行防止スペシャルバージョン」に切り替わるなど趣向を凝らした他、イベントの後半では当センターの専務理事から少年たちへ、暴力団を正しく理解し決して関係を持たないこと、SNS等から闇バイトなどに関与しないこと、更には違法な薬物には絶対に手を出さないことなどをメッセージとして訴えかけました。

以上のとおり、当センターの重要な事業の一つである「少年に対する暴力団の影響を排除するための活動」として本イベントに参加したことは、大変意義深く、今後も積極的かつ幅広く関係各機関と連携を図り活動して行きたいと考えています。



スポーツの力で広げる暴力団排除の輪
（公財）暴力追放広島県民会議

暴力追放広島県民会議では、暴力団排除意識の高揚を図るため、広報啓発事業、相談事業、講習事業などを通じて、県民総ぐるみによる暴力団排除運動を推進しています。

その中でも、広島県を代表するスポーツチームと連携した広報啓発活動は、当県民会議を象徴する取組の一つです。

当県民会議では、広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、マツダスカイアクティブズ広島及び広島ドラゴンフライズの協力を得て、毎年、選手を起用した暴力追放ポスターを制作してきました。

これらのスポーツチームは、多くの県民に親しまれる地域を代表する存在であり、大きな発信力を有しています。当県民会議は、こうしたスポーツの力を生かし、暴力団排除という重要なメッセージを、より多くの県民に届ける取組を続けてきました。４競技のトップチームがそろって暴力団排除運動に協力することは、本県ならではの大きな特色といえます。

ポスターには、「不当要求断固拒否」「暴力団ゼロ宣言」「暴力追放」などのメッセージを掲げ、県民や事業者に対して暴力団排除を呼び掛けています。また、毎年異なる選手を起用することで話題性が生まれ、若年層を含む幅広い世代に暴力団排除の大切さを伝える機会にもなっています。

特に、カープ選手を起用したポスターは県民の関心が高く、「今年はどの選手が起用されるのか」と毎年楽しみにされるなど、スポーツの発信力を生かした広報啓発活動として、広く定着してきました。

この取組を通じて、暴力団排除活動をより身近なものとして感じてもらい、県民一人ひとりが「暴力団を許さない」という意識を持つきっかけづくりにつながることを期待しています。

暴力追放広島県民会議は、令和９年度に設立40周年を迎えます。これからも地域に根差した広報啓発活動を積み重ね、県民一人ひとりとともに、暴力団を許さない安全で安心な社会づくりに取り組んでまいります。



道仁会系傘下組織の暴力団事務所の完全撤去
（公財）佐賀県暴力追放運動推進センター

当センターでは、暴力団事務所の付近住民等の生活及び業務の遂行の平穏を害されることを防止するため、緊急に対策を講じる必要がある場合、資金的支援を行うこととしています。

これは、平成20年末、指定暴力団道仁会関連施設の佐賀県内への進出動向に対して、関係自治体、県、警察、弁護士会等と連携して地元住民による暴力団事務所進出阻止運動を強力に支援したことを契機として「緊急対策基金」を設置して行っている事業です。

支援対象の一つに、「暴力団事務所の撤去運動に伴い、暴力団事務所として使用され、又は使用されるおそれがある不動産を競売取得又は任意取得その他の方法により一時的にセンターが関与して取得すること」とあり、当センターでは、令和６年６月、警察、佐賀県弁護士会民事介入暴力対策特別委員会と連携し、当時、佐賀市中心市街地で道仁会系傘下組織の事務所（以下「当該事務所」とする。）として使用中であった土地建物を、当センターが一時的に取得しました。

この事案は、令和６年３月、当該事務所の所有権が相続により一般人に移転されていることを警察が認知したことを端緒として警察、民暴委員会、当センターの三者間で協議し、当センターが売買契約によって所有権を取得した上で、当センターが原告となって道仁会傘下組織の総長を被告として佐賀地裁に明渡訴訟を行うこととし、その間、

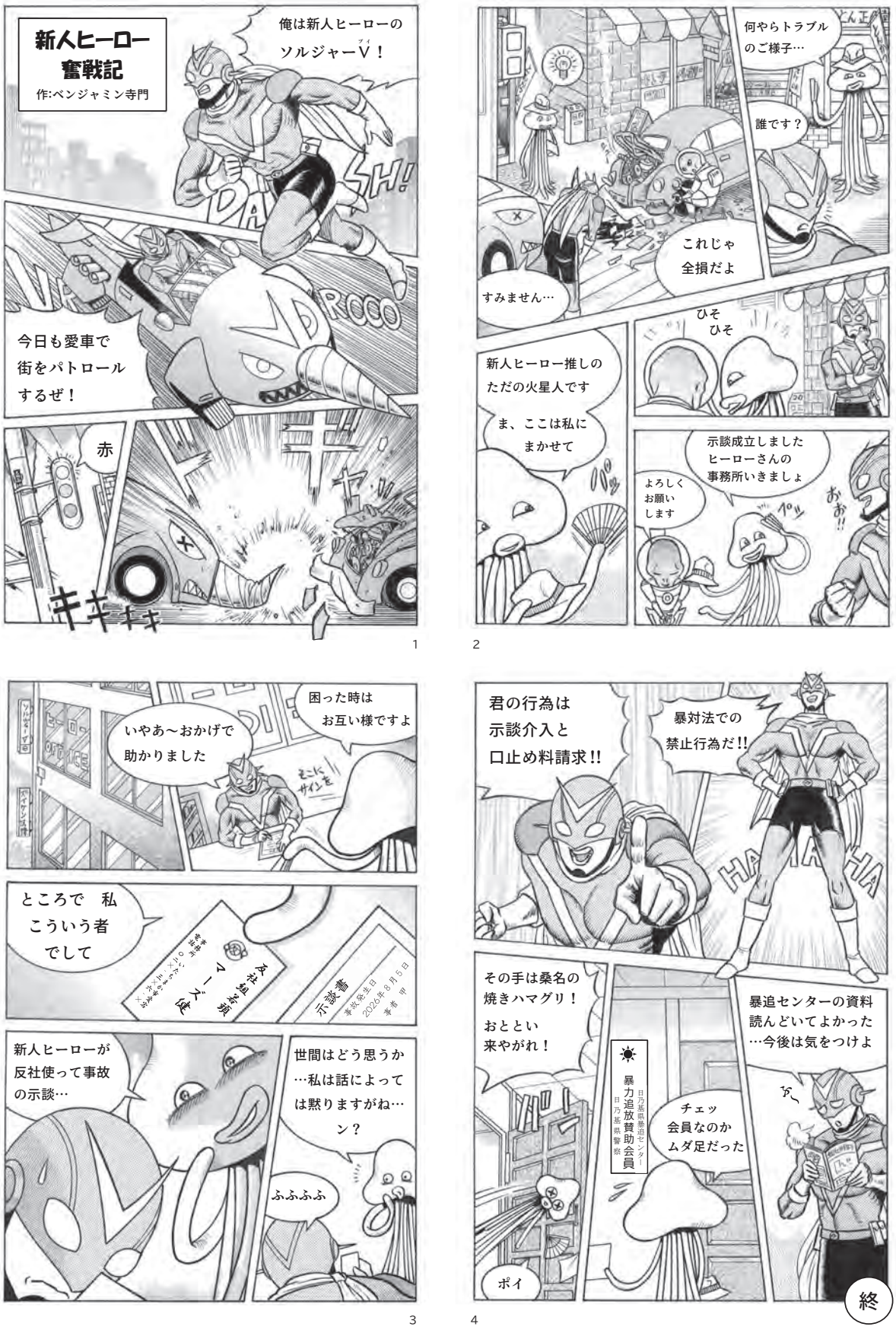
○　当該事務所の占有移転禁止の仮処分執行まで保秘を徹底する
○　相続人（一般人）の関係者等の保護対策を徹底する
○　当該事務所の転売先として、自治体へ働きかける

等という方針で対応しました。

その後、令和７年12月に土地を佐賀市、建物を佐賀県警察へ売却し、当該事務所を完全に撤去することができました。当該事務所の跡地には、交番が設置されます。

今後とも警察、民暴委員会と連携して暴力団排除活動を推進します。





1　2　3　4



作者紹介：ベンジャミン寺門のペンネームで SNS にオリジナル漫画を投稿している元茨城県警察署長

都道府県センター紹介

（公財）宮城県暴力団追放推進センター

所 在 地　〒980-0014
仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館３階
電　　話　022-215-5050　FAX 022-215-5051
業務時間　毎週月～金（祝祭日を除く）９：00 ～ 17：45

「警察との強固な連携で安全な宮城へ、三者連携で挑む国分町のぼったくり対策」



当センターは、平成３年の設立以来、「暴力団のいない、安全で住みよい宮城県の実現」を目指し、今年で36年目を迎えました。事務所は警察本部から東へわずか100メートルの至近距離にあり、この利点を活かして日頃から県警とは緊密に連携しております。現在は専務理事以下５名の豊富な経験を備えたスタッフが一丸となって、企業講話や不当要求防止責任者講習、各種相談業務など、質の高いサービスの提供に日々励んでいます。

去る６月３日、仙台弁護士会館にて今年度第１回目の「民暴研究会」が開催されました。会合では、東北最大の歓楽街である仙台市青葉区国分町における悪質な客引きやぼったくり被害の頻発が深刻な課題として共有されました。これに対し、警察の取締り強化に加え、この度民暴弁護士有志が「ぼったくり被害対策弁護団」を結成したことを受け、三者がさらに連携して被害救済を強力に推進することで一致しました。

刑事摘発が極めて難しいグレーな事案であっても、民事訴訟（損害賠償請求）という刀を抜くことは、悪質店舗やその背後に潜む組織へ大きな経済的打撃を与え、抑止力とする上で極めて社会的意義の高いアクションです。当センターは今後も三者の連携をより強固なものとし、安全な街づくりのため、一歩踏み込んだ「攻めの対策」を講じてまいります。

（公財）福島県暴力追放運動推進センター

所 在 地　〒960－8103
福島市舟場町2番1号　福島県舟場町分館3階
電　　話　024-572-6960　FAX 024-572-6961
業務時間　毎週月～金（休日・祝祭日を除く）　8:30 ～ 17:15

当センターは、平成２年４月、財団法人暴力団根絶福島県民会議として全国で４番目に設立され、平成22年に公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターに名称変更して現在に至ります。所在地は、福島県庁東分庁舎、福島県警察相談センター、福島県自治会館を経て、本年１月から現在の福島県舟場町分館３階に移転し、専務理事以下常勤職員３名、非常勤職員１名の４名で業務に当たっています。

また、郡山市役所に設置していた「郡山相談所」については、昨年度末をもって閉鎖、相談業務は当センターに一本化しました。

第35回暴力団根絶福島県民大会の開催

令和７年11月20日、幕末の戊辰戦争の舞台となった会津若松市の鶴ヶ城のお膝元、会津風雅堂において、会津若松市、県警本部との３者共催で「第35回暴力団根絶福島県民大会」を開催しました。

主催者、来賓挨拶、暴追功労者の表彰に続き、警察本部刑事部長による「暴力団と匿流グループの情勢」と題する講演が行われ、約500人の参加者は熱心に耳を傾けていました。

東日本大震災・福島第一原発事故から15年

今年で震災・原発事故から15年が経過しましたが、福島県沿岸部の復興・原発の廃炉作業はまだまだ続く現状であり、全国から多くの作業員が集まってきていることから、「福島第一原子力発電所・暴力団排除対策協議会現地連絡会」や現地復興関連企業との連携による暴力団排除活動を推進しています。





編　集　メ　モ

☆　厳しかった夏の暑さもようやく和らぎ、朝夕の風に秋の気配を感じる季節となりました。季節の変わり目は、知らず知らずのうちに夏の疲れが出やすい時期でもあります。実りの秋を健やかに過ごせますよう、皆様どうぞご自愛ください。

☆　10月に入り、企業のカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が法的に義務付けられました。悪質なクレーマーや不当要求に対しては、現場の担当者を孤立させず、組織全体で毅然と対応することが不可欠です。民暴・暴排対策で培われてきた「組織で対峙する」知見は、こうした新たな企業防衛の現場でも大いに求められています。

☆　株高を背景に「超富裕層ビジネス」が沸く陰で、犯罪グループは「闇の名簿」を駆使して資産家や高齢者を執拗に狙っています。資産が不透明な勢力へ流出するのを防ぐことこそが、最大の安全保障です。電話一本の罠や孤立を防ぐためにも、地域社会や関係機関が一体となった防犯・暴排のネットワークが今こそ問われています。

☆　安価なドローンを大量投入して防空網を突破する現代の戦争手法は、SNSで即席の実行犯を低コストかつ大量に調達し、地域の警戒網を突く「闇バイト犯罪」の構造と酷似しています。数とスピードで攻め寄せる新たな脅威に対し、従来の看板や固定パトロールだけでは防ぎきれません。予兆をいち早く捉えて共有する、デジタル時代に即した新たな防犯・暴排ネットワークの再構築が急務です。

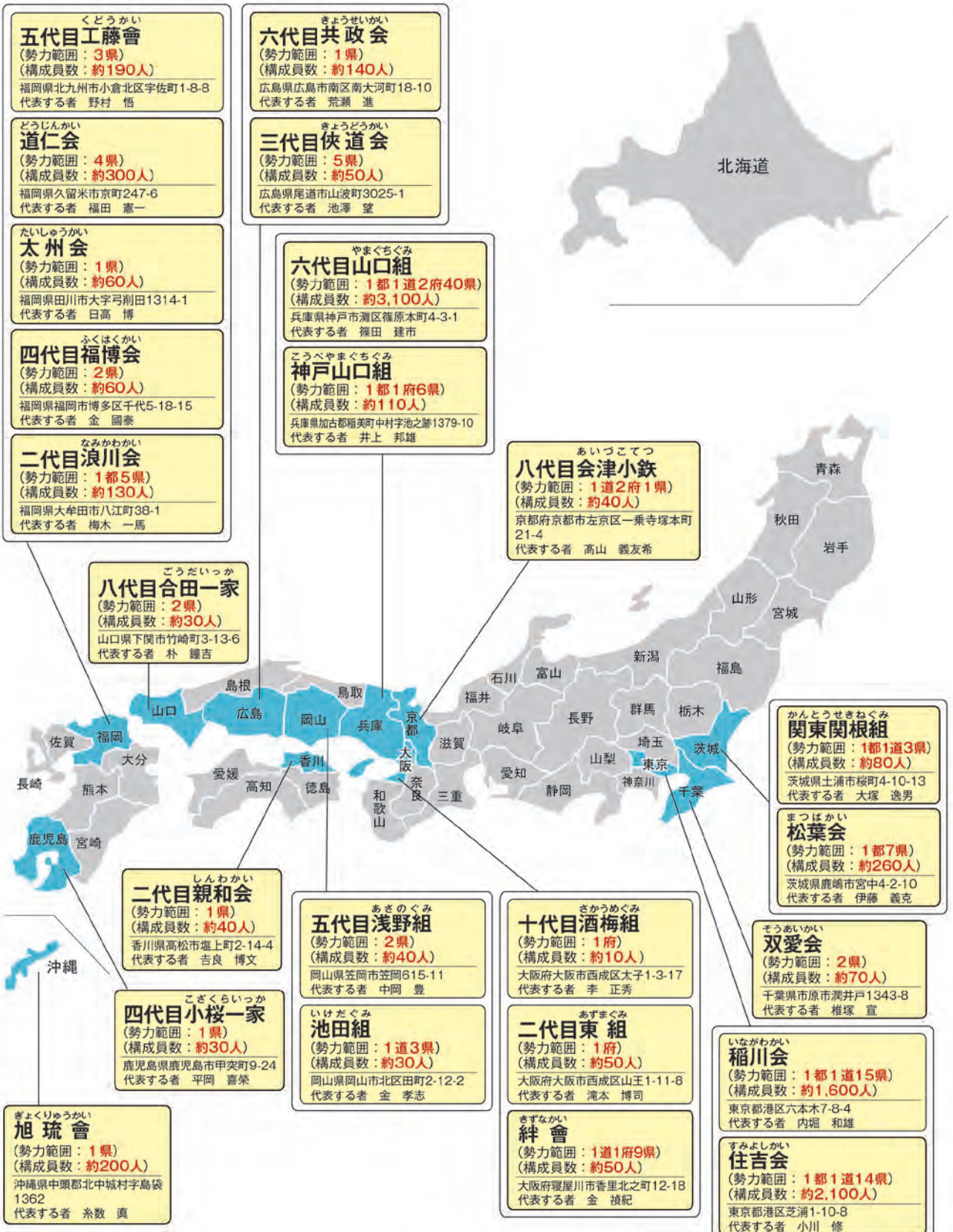
☆　毎年10月11日から20日までは「全国地域安全運動」期間です。安全で安心な地域社会の実現には、警察や関係機関の取組に加え、地域住民の皆様による「見守りの目」が欠かせません。街頭でのあいさつや声掛けといった日常の小さなつながりこそが、犯罪や不当要求を寄せ付けない強固な防犯・暴排の基盤となります。地域の絆を再確認する秋にしたいものです。

☆　不当要求や悪質なクレーム、反社会的勢力への対応は、初期の段階で一人で抱え込まないことが最大の防御策です。「少し様子がおかしい」「判断に迷う」と感じたときは、どうぞ躊躇なく各地の暴追センターや警察、関係機関へご相談ください。皆様の不安を解消し、安心安全な組織運営と地域社会を実現するため、本誌がその一助となれば幸いです。深まりゆく秋、皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

編集　全国暴力追放運動推進センター事務局

指定暴力団の状況　（令和7年末現在）

■指定暴力団分布図（25団体）



五代目工藤會（くどうかい）
（勢力範囲：3県）
（構成員数：約190人）
福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8
代表する者　野村　悟

道仁会（どうじんかい）
（勢力範囲：4県）
（構成員数：約300人）
福岡県久留米市京町247-6
代表する者　福田　憲一

太州会（たいしゅうかい）
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約60人）
福岡県田川市大字弓削田1314-1
代表する者　日高　博

四代目福博会（ふくはくかい）
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約60人）
福岡県福岡市博多区千代5-18-15
代表する者　金　國泰

二代目浪川会（なみかわかい）
（勢力範囲：1都5県）
（構成員数：約130人）
福岡県大牟田市八江町38-1
代表する者　梅木　一馬

六代目共政会（きょうせいかい）
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約140人）
広島県広島市南区南大河町18-10
代表する者　荒瀬　進

三代目侠道会（きょうどうかい）
（勢力範囲：5県）
（構成員数：約50人）
広島県尾道市山波町3025-1
代表する者　池澤　望

六代目山口組（やまぐちぐみ）
（勢力範囲：1都1道2府40県）
（構成員数：約3,100人）
兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1
代表する者　篠田　建市

神戸山口組（こうべやまぐちぐみ）
（勢力範囲：1都1府6県）
（構成員数：約110人）
兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10
代表する者　井上　邦雄

八代目会津小鉄（あいづこてつ）
（勢力範囲：1道2府1県）
（構成員数：約40人）
京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4
代表する者　髙山　義友希

八代目合田一家（ごうだいっか）
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約30人）
山口県下関市竹崎町3-13-6
代表する者　朴　鐘吉

関東関根組（かんとうせきねぐみ）
（勢力範囲：1都1道3県）
（構成員数：約80人）
茨城県土浦市桜町4-10-13
代表する者　大塚　逸男

松葉会（まつばかい）
（勢力範囲：1都7県）
（構成員数：約260人）
茨城県鹿嶋市宮中4-2-10
代表する者　伊藤　義克

双愛会（そうあいかい）
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約70人）
千葉県市原市潤井戸1343-8
代表する者　椎塚　宣

二代目親和会（しんわかい）
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約40人）
香川県高松市塩上町2-14-4
代表する者　吉良　博文

四代目小桜一家（こざくらいっか）
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約30人）
鹿児島県鹿児島市甲突町9-24
代表する者　平岡　喜榮

五代目浅野組（あさのぐみ）
（勢力範囲：2県）
（構成員数：約40人）
岡山県笠岡市笠岡615-11
代表する者　中岡　豊

池田組（いけだぐみ）
（勢力範囲：1道3県）
（構成員数：約30人）
岡山県岡山市北区田町2-12-2
代表する者　金　孝志

十代目酒梅組（さかうめぐみ）
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約10人）
大阪府大阪市西成区太子1-3-17
代表する者　李　正秀

二代目東組（あずまぐみ）
（勢力範囲：1府）
（構成員数：約50人）
大阪府大阪市西成区山王1-11-8
代表する者　滝本　博司

絆會（きずなかい）
（勢力範囲：1道1府9県）
（構成員数：約50人）
大阪府寝屋川市香里北之町12-18
代表する者　金　禎紀

稲川会（いながわかい）
（勢力範囲：1都1道15県）
（構成員数：約1,600人）
東京都港区六本木7-8-4
代表する者　内堀　和雄

住吉会（すみよしかい）
（勢力範囲：1都1道14県）
（構成員数：約2,100人）
東京都港区芝浦1-10-8
代表する者　小川　修

極東会（きょくとうかい）
（勢力範囲：1都12県）
（構成員数：約290人）
東京都新宿区歌舞伎町2-18-12
代表する者　髙橋　仁

旭琉會（ぎょくりゅうかい）
（勢力範囲：1県）
（構成員数：約200人）
沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362
代表する者　糸数　真

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和8年3月12日までに官報公示されているもの、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和7年末現在のものを示しています。
注2：令和7年末における全暴力団構成員数（約9,400人）に占める指定暴力団構成員数（約9,000人）の比率は95.7%です。

暴力団相談電話一覧表

※2026年4月1日　現在

都道府県	暴追センター		警察本部
	名　称	電話番号	電話番号
北海道	北海道暴力追放センター	011-271-5982	011-222-0200
青森	青森県暴力追放県民センター	017-723-8930	#9110
岩手	岩手県暴力団追放推進センター	019-624-8930	#9110
宮城	宮城県暴力団追放推進センター	022-215-5050	022-222-8930
秋田	秋田県暴力追放運動推進センター	018-824-8989	#9110
山形	山形県暴力追放運動推進センター	023-633-8930	023-622-4525
福島	福島県暴力追放運動推進センター	024-572-6960	#9110
茨城	茨城県暴力追放推進センター	029-228-0893	029-301-0110
栃木	栃木県暴力追放県民センター	028-627-2600	#9110
群馬	群馬県暴力追放運動推進センター	027-254-1100	027-223-9386
埼玉	埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	048-834-2140	048-832-0110
千葉	千葉県暴力追放運動推進センター	043-254-8930	043-201-0110
東京	暴力団追放運動推進都民センター	03-3291-8930	03-3580-2222
神奈川	神奈川県暴力追放推進センター	045-201-8930	0120-79-7049
新潟	新潟県暴力追放運動推進センター	025-281-8930	#9110
山梨	山梨県暴力追放運動推進センター	055-227-5420	#9110
長野	長野県暴力追放県民センター	026-235-2140	026-235-1224
静岡	静岡県暴力追放運動推進センター	054-283-8930	054-254-8930
富山	富山県暴力追放運動推進センター	076-421-8930	076-442-0110
石川	石川県暴力追放運動推進センター	076-247-8930	#9110
福井	福井県暴力追放センター	0776-28-1700	0776-21-4110
岐阜	岐阜県暴力追放推進センター	058-277-1613	058-271-2424
愛知	愛知県暴力追放運動推進センター	052-883-3110	052-951-7700
三重	暴力追放三重県民センター	059-229-2140	059-228-8704

都道府県	暴追センター		警察本部
	名　称	電話番号	電話番号
滋賀	滋賀県暴力団追放推進センター	077-525-8930	077-527-2140
京都	京都府暴力追放運動推進センター	075-451-8930	075-451-6888
大阪	大阪府暴力追放推進センター	06-6946-8930	06-6941-1166
兵庫	暴力団追放兵庫県民センター	078-362-8930	0120-20-8930
奈良	奈良県暴力団追放県民センター	0742-24-8374	0742-25-0110
和歌山	和歌山県暴力追放県民センター	073-422-8930	073-423-0110
鳥取	鳥取県暴力追放センター	0857-21-6413	0857-27-9110
島根	島根県暴力追放県民センター	0852-21-8938	0852-21-9302
岡山	岡山県暴力追放運動推進センター	086-233-2140	086-233-8930
広島	暴力追放広島県民会議	082-228-5050	082-228-0110
山口	山口県暴力追放運動推進センター	083-923-8930	083-928-8704
徳島	徳島県暴力追放県民センター	088-677-8930	088-626-0110
香川	香川県暴力追放運動推進センター	087-837-8889	087-831-8930
愛媛	愛媛県暴力追放推進センター	089-932-8930	089-931-9110
高知	暴力追放高知県民センター	088-871-0002	088-822-8930
福岡	福岡県暴力追放運動推進センター	092-651-8938	092-622-0704
佐賀	佐賀県暴力追放運動推進センター	0952-23-9110	0952-24-0110
長崎	長崎県暴力追放運動推進センター	095-825-0893	0120-110874
熊本	熊本県暴力追放運動推進センター	096-382-0333	096-381-0110
大分	大分県暴力追放運動推進センター	097-538-4704	097-537-3110
宮崎	宮崎県暴力追放センター	0985-31-0893	0985-27-7110
鹿児島	鹿児島県暴力追放運動推進センター	099-224-8601	099-206-0110
沖縄	暴力団追放沖縄県民会議	098-858-8930	098-862-0007

賛助会員を募集しています

都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力追放運動を推進するために「賛助会員」を募集しています。
個人・団体・企業等、多くの皆様のご入会をお待ちしています。

当センターは公益財団法人の認定を受けており、
ご納入いただく会費（寄附）には税制上の
優遇措置（損金算入等）が適用されます。

ご支援への活動報告・広報協力として、
会員証の交付、機関誌等の各種資料のお届け、
暴排ステッカー等の配付を行っております。

「入会手続き」等、詳しくは都道府県暴力追放運動推進センターのホームページや電話でお問い合わせください。

全国暴力追放運動推進センター
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 38 番 1 号　本郷信徳ビル 6 階
TEL 03-3868-0247　FAX 03-3868-0257

HP▼

全国センターだより　2026秋　2026年10月10日発行（季刊）　第120号　編集・発行／全国暴力追放運動推進センター　印刷／株式会社 太陽技報堂